

鳥栖市監査告示第9号

令和7年2月28日

監査結果報告書

鳥栖市監査委員

川崎 真澄

徳 渕 拓 三

鳥 監 第 2030 号

令 和 7 年 2 月 28 日

鳥栖市長 向 門 慶 人 様

鳥栖市監査委員

川 崎 真 澄

徳 淵 拓 三

工 事 監 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定により工事監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

## 工事監査結果報告

監査対象工事	大野川河川改修工事関連仮設工事 < 主管課：維持管理課 >
工事概要	大野川右岸側護岸工事に伴う鋼矢板打設及び関連仮設工事 ①仮設工 ・ 仮設盛土工 $V=1,236 \text{ m}^3$ ・ 敷鉄板設置工 $A=1,023 \text{ m}^2$ ②土留工 ・ 鋼矢板 $L=121.5\text{m}$ 、 $N=135$ 枚
契約金額	(当初) 73,788,000 円 (税込) (変更) 協議中
契約方法	指名競争入札
工期	令和6年8月19日 ~ 令和7年3月7日
監査実施日	令和7年1月28日 (進捗率 80%)
監査の方法	設計施工等に関する書類審査や現地調査を行い、国家資格である「技術士」を有する者に工事技術面の調査を委託し実施した。また、鳥栖市監査基準に準拠し、工事の計画、設計及び施工が法令等に準拠しているか、工事が適切かつ効率的、経済的に執行されているかを重点監査項目として実施した。
監査の結果	工事に関する事務の執行及び施工については、良好と認められた。